

## ご家族が亡くなったときの市税の手続きについて

資産をお持ちの方や、市税をお支払いいただいていた方が亡くなったときは、各種手続きが必要です。  
くわしくは、釜石市役所税務課の各担当係へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号

釜石市役所 税務課 代表電話 0193-22-2111 直通電話 0193-27-8417

項目	手続きの内容	担当係
1 市税の口座振替をしていた方	釜石市指定の口座振替依頼書 ※振替を希望する釜石市指定の口座振替取扱金融機関へ提出してください。岩手銀行、東北銀行は Web からの手続きも可能です。	管理係 【内線 150】
2 125cc 以下のバイク、小型特殊自動車を所有していた方 (軽自動車税)	1 名義変更 または 2 廃車 (1) ナンバープレート (2) 標識交付証明書 (3) 新旧所有者の印鑑 をご持参ください。	市民税係 【内線 143】
3 125cc 超のバイクを所有していた方 (軽自動車税)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     名義変更または廃車の手続きが必要です。                      手続き先                      東北運輸局岩手運輸支局（電話 050-5540-2010）または                      岩手県自家用自動車協会釜石支部（住所 釜石市千鳥町 1-1-25                      電話 0193-25-1353）                 </div>	市民税係
4 軽自動車（四輪）を所有していた方 (軽自動車税)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     名義変更または廃車の手続きが必要です。                      手続き先                      軽自動車検査協会岩手事務所（電話 050-3816-1833）または                      岩手県自家用自動車協会釜石支部（住所 釜石市千鳥町 1-1-25                      電話 0193-25-1353）                 </div>	市民税係
5 固定資産を所有していた方 (固定資産税)	相続人代表者指定届 ※相続登記が完了するまでの間、相続人の中から固定資産税に関し管理をする方を指定するものです。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     土地建物の相続登記は別途手続きが必要です。                      手続き先：盛岡地方法務局宮古支局                      宮古市小山田 1 丁目 1-1 電話 0193-62-2337                 </div>	資産税係 【内線 145】
6 未登記の家屋を所有していた方 (固定資産税)	1 相続人代表者指定届 または 2 家屋補充課税台帳記載事項変更申請書	資産税係 【内線 145】
7 固定資産税の納税管理人をしていた方	納税管理人申請書	資産税係 【内線 145】